山口労発基0909第6号
令和８年９月９日

関係団体の長　殿

山口労働局長
（公印省略）

「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」（令和８年厚生労働省告示第332号。以下「改正告示」といいます。）が令和８年８月31日に告示され、令和９年10月１日から適用することとされたところです。

また、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（令和８年８月31日技術上の指針公示第29号。以下「改正指針」といいます。）が令和８年８月31日に厚生労働省ホームページにおいて公示され、令和９年10月１日に適用されます。

これらの改正告示及び改正指針の内容等については、下記のとおりですので、貴団体の会員各位への周知につきまして、御協力のほどお願い申し上げます。

記

第１　改正告示の概要等

１　概要

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和５年厚生労働省告示第177号）に規定される、労働安全衛生規則（和和47年労働省令第32号）第577条の２第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物として、新たにアジ化水素等48物質を追加し、当該物質の濃度基準値を定めるとともに、六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）を既に濃度基準値が定められている弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）に追加するものであること。なお、これらの物の種類及び濃度基準値の一覧は別添１のとおりであること。

２　適用期日

令和９年10月１日

第２　改正指針の概要等

１　概要

改正告示により新たに濃度基準値が定められた物質（48物質）について化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和５年４月27日技術上の指針公示第24号）において測定方法を定めるとともに、六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）を弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）に追加するものであること。加えて、蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取する必要性の判断に用いる計算式について、用語の適正化を行ったものであること。

なお、今般の改正において追加された物の種類及び測定方法等については、別添２の新旧対照表のとおりであること。

２　適用期日

令和９年10月１日

第３　細部事項

改正指針において蒸気とエアロゾル粒子の両方の試料を採取する必要性の判断に用いる計算式を　（飽和蒸気圧濃度／濃度基準値）に改めた趣旨としては、用語の適正化を図ったものであり、計算式によって得られる値について、従前から趣旨を変更したものではないこと。

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アジ化水素	－	0.1ppm
アジ化ナトリウム	0.2mg/m^3	－
アセトフェノン	４ppm	－
アゾジカルボンアミド	0.02mg/m^3	－
４－アミノ－６－ターシャリーブチル－３－メチルチオー１，２，４－トリアジン－５（４Ｈ）－オン（別名メトリブジン）	１mg/m^3	－
アルファ－ピネン	５ppm	－
Ｎ－エチルモルホリン	３ppm	－
塩化亜鉛	－	４mg/m^3※２
塩素化カンフェン（別名トキサフェン）	0.5mg/m^3	－
クロロアセトアルデヒド	0.3ppm	１ppm
１－クロロ－１，１－ジフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ－142ｂ）	1,000ppm	－
クロロメタン（別名塩化メチル）	10ppm	－
シアン化亜鉛（Ⅱ）	シアンとして 1.5mg/m^3	シアンとして 4.5mg/m^3※２
ジクロロ酢酸	0.15ppm	－
２－（ジ－ノルマル－ブチルアミノ）エタノール	15mg/m^3	－
臭化エチル	５ppm	－
硝酸亜鉛（Ⅱ）及びその六水和物	亜鉛として 2.5mg/m^3	－
シラン	30ppm	－
水酸化カリウム	１mg/m^3	２mg/m^3※２
水酸化ナトリウム	１mg/m^3	２mg/m^3※２
ストリキニーネ	0.15mg/m^3	－
ターシャリーブチルアミン	３ppm	－
ターシャリーブチル＝ヒドロペルオキシド	0.5ppm	－
炭化けい素（炭化けい素ウィスカーに限る。）	0.1繊維/ml	－
タングステン	３mg/m^3	－
チオりん酸Ｏ，Ｏ－ジメチル－Ｏ－（３－メチル－４－メチルチオフェニル）（別名フェンチオン）	0.05mg/m^3	－
鉄水溶性塩（硫酸鉄（Ⅱ）七水和物に限る。）	鉄として １mg/m^3	－
１，１，２，２－テトラブロモエタン	0.1ppm	－
テルル	0.1mg/m^3	－
銅及びその化合物（塩化銅（Ⅱ）、塩化銅（Ⅱ）－水酸化銅（Ⅱ）（１／３）、銅、四塩化銅（Ⅱ）酸	銅として 0.25mg/m^3	－

二アンモニウム二水和物、四塩化銅（Ⅱ）酸二カリウム二水和物、チオシアン酸銅（Ⅰ）及び弗化銅（Ⅱ）に限る。）		
銅及びその化合物（塩化銅（Ⅰ）に限る。）	銅として 0.3mg/m³	－
銅及びその化合物（シアン化銅（Ⅰ）及び炭酸銅（Ⅱ）一水酸化銅（Ⅱ）（１／１）に限る。）	銅として １mg/m³	－
銅及びその化合物並びに弗素及びその水溶性無機化合物（六弗化けい酸銅（Ⅱ）に限る。）	銅として 0.25mg/m³	－
銅及びその化合物並びに沃素及びその化合物（沃化銅（Ⅰ）に限る。）	沃素として 0.08mg/m³	－
銅及びその化合物（硫酸銅（Ⅱ）及び硫酸銅（Ⅱ）五水和物に限る。）	銅として 0.01mg/m³	－
１，３，５－トリクロロベンゼン	0.5ppm	－
１，３，５－トリス（２，３－エポキシプロピル）－１，３，５－トリアジン－２，４，６（１Ｈ，３Ｈ，５Ｈ）－トリオン	0.05mg/m³	－
バリウム	１mg/m³	－
１－（Ｎ－フェニルアミノ）ナフタレン	１mg/m³	－
２－フェニルフェノール	10mg/m³	－
弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛、弗化カリウム及び六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）に限る。）	弗素として 2.5 mg/m³	
ベンジルアルコール	２ppm	－
メチルシクロヘキサン	100ppm	－
メチル－ノルマル－ペンチルケトン	100ppm	－
メチルプロピルケトン	－	150ppm
ｄ－リモネン	３ppm	－
硫化ジメチル	10ppm	－
硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物	亜鉛として 2.5mg/m³	－
りん酸亜鉛	亜鉛として 2.5mg/m³	－

備考

※１　この表の中欄及び右欄の値は、温度 25 度、１気圧の空気中における濃度を示す。

※２　労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和５年厚生労働省告示第 177 号）第２号ロの規定の適用の対象となるとともに、同告示第３号ハの規定の適用の対象となる天井値。

※３　弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛、弗化カリウム及び六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）に限る。）については、本改正で下線部の「六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）」が追加されたもの。